



電算システム移行に関するお願い

平成 23 年 7 月 19 日（火）に当協会の電算システムを共同システムへ移行することにして
います。つきましては、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1 信用保証書の訂正の取り扱い

現行システムで発行した保証書の内容を、新システム下で訂正することはできませんので、
信用保証書の記載内容をしっかり確認したうえで実行いただきますようお願いいたします。

訂正する必要が生じた場合は、保証書を取下げし、保証申込受付からやり直すこととなります。

2 移行日をまたぐ保証付融資の取り扱い

(1) 調査中（保証申込受付～信用保証書未発行）の状態にある案件の取り扱い

現行システムで調査中のものは、新システムで信用保証書を発行できません。審
査上の理由等により保証書発行が、移行日をまたぐ案件については一旦取下げし、
新システムで再受付することとなります。再受付には、新しい決算書が必要になる
場合があり、保証料の変更が生じる場合がありますのでご注意ください。7月に資金
需要のある案件は不足書類等のないようご注意ください、早目のお申込をお願いし
ます。

(2) 未実行（信用保証書発行～貸付未実行）の状態にある案件の取り扱い

現行のシステムで保証書を発行し、新システムで貸付実行報告を待っている状態
のものを指します。異なるシステム下での未実行データを最小限にとどめエラーの
発生をおさえるため、保証書発行に際しては、貸付実行日等をお客様とよくご相談
いただき、保証書の発行後、貸付実行までの期間が長期化しないようにご協力を
お願いします。

3 精算保証料の取り扱い

保証料の計算期間は「貸付実行日～保証期日」ですが、現行システムでは、保証料を
一旦「信用保証書発行日～保証期日」で仮計算して徴求した後、貸付報告書受領後に「貸
付実行日～保証期日」で再計算しています。この時、「信用保証書発行日」と「貸付実行
日」に一定以上の乖離があつて、仮計算の結果とずれが生じた場合には精算保証料とし
てお返ししています。

新システムではこうした精算を行わなくなるため、現行システムで保証書を発行し、
新システム稼働後に貸付実行されるものについては、精算保証料が発生しない範囲で貸
付実行していただく必要があります。

当協会では移行後の混乱を避ける意味から、システム移行を前に、精算保証料の発生
を完全になくしていただくようお願いしています。

保証書発行後の速やかな貸付実行にご協力いただきますようお願いいたします。

【例】保証書発行日7月15日、期日1月10日の場合

現行システムでは、1ヵ月を16日以上で計算(15捨16入)しますので、貸付日がBの場合に
1ヵ月分の精算保証料(保証料の戻し)が発生します。

